九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

新聞経営と「新聞の自由」 : 公明新聞賃刷りの事件判決をめぐって

斉藤, 文男
九州大学教養部助教授

https://doi.org/10.15017/1632

出版情報：法政研究. 38 (2/4), pp.99-123, 1972-07-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

新聞経営と「新聞の自由」

――公明新聞賃刷り事件判決をめぐって――

斎藤文男

一　本稿の目的

ここに取りあげる公明新聞賃刷り事件とは、一九六八年八月、西日本新聞社が公明党の機関紙「公明新聞」の賃刷りを受註したのに反対して、西日本新聞労働組合がおこなった賃刷り拒否の争議行為を理由に、労組幹部ら八名が懲戒休職等の処分に付された事件である。同労組は、ただちにこれを不当労働行為として、福岡県地労委に救済を申し立てるとともに、福岡地裁に懲戒休職無効確認等請求訴訟を提起していた。足かけ四年の審理を終えた福岡地裁は一九七一年六月二十九日、右処分を不当労働行為と断じ、被処分者の休職期間中の給与等の支払いを会社に命ずる原告勝訴の判決をくだした（昭和四三年(ワ)第一八六八号懲戒休職無効確認等請求事件）。

この判決は、いわゆる山陽新聞事件岡山地裁判決（一九六三年十二月十日）および同広島高裁岡山支部判決（一九六八年五月三十一日）とならんで、「新聞の自由」と労働権との関係についての注目すべき憲法判例をなすものと考えられる。

事件は、当初から、たんなる不当労働行為事件をこえる性格を帯びていた。労組側は、争議行為の主たる理由とし

て、賃刷り受註がもたらす労働強化にくわえて、政党機関紙の賃刷りが「新聞の自由と独立」を脅かし、ひいては「真実の報道」を損うおそれをあげていたからである。訴訟上の争点としては、両者は不可分にからみ合って争議行為の正当性判断の根拠とされたが、この事件に憲法的性格をあたえたのは、いうまでもなく「新聞の自由」と新聞経営のあり方をめぐる労使の見解の対立であった。

たしかに「新聞の自由」という概念は、はなはだ多義的である。それは、あまりにも多く語られるわりに曖昧であり、しばしばすぐれてイデオロギー的な機能を発揮する。最近の博多駅事件テレビフィルム提出命令をめぐる新聞論調は、そのイデオロギー性の一端をあざやかに露呈するものであった。すなわち、報道機関は「取材の自由」や証拠資料の提出拒否を「公器の持つ特権」（テレビ四社の抗告理由）として擁護することにより、「報道の自由」を国民の表現の自由から切り離し、国民をたんなる取材の客体の地位に貶めた。そして、このような報道機関による「報道の自由」の専有――「報道機関の報道の自由」――が、「報道の自由」を報道機関の所有者ないし経営者の権利とみなす考えを前提にしていたことは明らかである。いいかえれば、今日なお報道機関に牢乎として抜きがたい「編集権は経営者に属する」との慣行が、国民の表現の自由を疎外する「報道機関の報道の自由」論を横行せしめたのであった。(1)

もともと、右のような「編集権」概念は、戦後の新聞民主化運動の嵐に見舞われた新聞経営者が、GHQの新聞政策の転換を背景に、その権限奪回の旗印として掲げたものである。したがって「編集権」＝「経営権」の慣行は、新聞労働者の編集参加の排除と労働権の制限を合法化する政治的観念として成立し、その後も一貫して新聞労働者の表現の自由と労働権を抑圧する機能をはたしてきた。(2) さきにふれた山陽新聞事件判決は、新聞労働者に編集方針批判の自由を保障することによって、この「編集権」慣行の一角を突きくずした点に意義があった。(3) これにたいして公明新

聞賃刷り事件判決は、「新聞の自由と独立」を侵すおそれのある「経営権」の行使にたいして新聞労働者がおこなった争議権・団交権の行使の正当性を認めることにより、新聞企業における「経営権」不可侵の〝神話〟を打破したところに、その意義があるといえよう。

しかもこのことは、最近いちじるしい新聞経営転換の動向にてらして、今後いっそうその重要性を増すものと考えられる。すでに、急速な技術革新がもたらしたメディアの多様化は〝在来型情報産業〟としての新聞の〝転生〟を余儀なくさせ、その結果、一方で、ファクシミリ化やコールド・タイプ（CTS）化、さらにはコンピュータによる編集自動化といった「合理化」が進行するとともに、他方では、放送企業とのチェーン化やテレビニュース会社の設立、CATV（コミュニティ・アンテナ・テレビジョン）やVP（ビデオ・パッケージ）産業への進出をはじめ、住宅・不動産、教育、レジャー産業にいたるまで、新聞企業の多角経営化は止めどなく拡がりつつある。こうした新聞経営の目まぐるしい変化が、新聞編集にどのような作用をおよぼし、「真実の報道」と国民の「知る権利」にいかなる影響をもたらすか――その全貌はなお明らかではない。しかし、アメリカ新聞界再編の様相を論じたコロンビア大学ジャーナリズム学科教授ジョン・ホーヘンバークの、つぎの指摘の正当さを疑うものはおそらくいまい。「良識のある者なら、テレビ放送会社が他の業種に手を拡げてはいけないなどとは言うまいし、新聞やニュース雑誌が他のいかなる経済的利益に関心を示してもならないとは言えない。だが重要なことは、ニュースや意見にたずさわる経営者は、その外部への投資が、提供するニュースの質に影響を与えていないかを国民が注意深く見守っていることを知っていなければならないということである」（中江利忠監修・川井仁史訳『マスコミの世界』一〇六ページ）[4]。

このような見地からすれば、公明新聞賃刷り事件判決は、一政党機関紙の賃刷り反対闘争処分事件をこえて、「新聞の自由」と新聞経営のあり方にかんする重要な今日的課題を提示するものといえよう。

本稿は、公明新聞賃刷り事件を昨今の新聞経営の転換過程における象徴的な出来事としてとらえ、「新聞の自由」と「編集権」‖「経営権」との関係を中心に若干の憲法論的考察をこころみるものである。以下、まず事件の概要と訴訟における当事者の主張を紹介し、判決のもつ意義とその問題点を検討することにしたい。

（1）この点については、拙稿「ジャーナリストの表現の自由」（石村善治・斎藤文男編『問われた報道の自由』所収）ですでに論じた。

（2）山本明「〝編集権〟の成立過程」および「新聞レッド・パージ」は、その詳細な資料的研究である（山本『現代ジャーナリズム』所収）。

（3）山本「山陽新聞事件裁判―真実の報道とプレス・キャンペーンとの関連を中心に」（前掲書所収）。ほかに判例批評として、恒藤武二「山陽新聞社経営批判事件」（季刊労働法五三号）、秋田成就「新聞社の編集方針と新聞労組の情宣活動」（ジュリスト別冊・マスコミ判例百選）がある。

（4）朝日新聞総合企画室長（当時）渡辺誠毅氏も、かつて「関連事業分野の利害が、本業である新聞の公正と自由を損う危険が大きい」ことを指摘しつつ、「新聞社は、若干の例外は別として、日本では多く〝一人一業〟の単作経営（モノカルチュア）で今日に至った。これからもおそらく、そのようであろう」と述べたことがある（法律時報一九六八年六月号「新聞の自由とその経営的基盤」）。しかし、その「例外」がすでに例外でなくなりつつある今日、「新聞の公正と自由を損う危険」がいっそう増大したことを、渡辺氏とても認めざるをえまい。

二　事件の概要

まず、事件の経過をたどっておこう。

一九六八年八月上旬、福岡市に本社をおく西日本新聞社は、公明党から同党の機関紙「公明新聞」の賃刷り依頼をうけた。従来、同紙の賃刷りは夕刊フクニチ新聞社（福岡市所在）がおこなっていたが、公明党は同社との契約更新

を機会に、これを西日本新聞社に持ち込んだものである。

依頼をうけた同社は、高騰する人件費の財源を確保するため、その受註を役員会で決定し、八月十四日、西日本新聞労働組合（略称「西労」）[1]および全西日本新聞労働組合（略称「全西労」）にたいして公明新聞賃刷り受註の意向をそれぞれ伝えるとともに、つぎの諸点を説明して協力方を要請した。①「公明新聞」は公明党が発行する日刊新聞である。②受註印刷部数は五万四六〇〇部（八ページ建、一版制）で、東京から定刻に空輸される紙型により、鉛版以降の印刷・発送作業をおこなう。③賃刷り作業は原則として現有人員でおこない、賃刷りのための増員はしない。④賃刷り作業にたいする反対給付はせず、年間約一〇〇〇万円と見込まれる収益はベースアップやボーナス財源に回し、全従業員に還元する（「人事情報」三六三号）。

これにたいして西労は、ただちに執行委員会を開いて協議した結果、公明新聞賃刷り反対の方針を打ち出した。その理由は、①増ページ、カラー印刷等による過重労働の現状にくわえて、賃刷りによる労働強化には堪えられない。②公明新聞賃刷り解約にともなうフクニチ新聞労働者の賃下げ・首切りに荷担できない。③一党一宗派に偏する新聞の印刷は、労働者として思想的・信条的に容認しがたい。④企業の体質改善、関連産業の開発などの合理化に反対する。⑤儲けるためなら何でもやる、といった会社の経営方針に反対――というのであった（「西労ニュース」一〇一号）。

西労はこの方針にもとづき、ただちに会社に団交を申し入れ、八月二十二日、二十八日の両日、会社側と団体交渉がおこなわれた。しかしその席上、西労が右の理由をあげて賃刷り受註の撤回をつよく迫ったのにたいし、会社側は、九月一日付からの賃刷り実施（八月三十一日作業開始）は既定の方針であり、これを受けいれることが団交の前提だとの態度を変えず、第二回団交のさい臨時雇若干名の増員（これは全西労との協議で決まったもの）を認めたほかは、

具体的な作業態勢についてなんの説明もおこなわなかったため、団交はついに物別れに終わった。(2)

しかし会社側は、この間に全西労とのあいだに賃刷り協力の了解をとりつけ、八月二十八日、公明党に賃刷り受諾を正式回答するとともに、印刷・発送職場の従業員に作業態勢の周知徹底をはかるなど、九月一日賃刷り実施の準備を着々とすすめていた。

このような情勢に、もはや賃刷り強行は必至と判断した西労執行部は、八月三十一日の定期大会で、公明新聞賃刷り反対のストライキ提案をおこない、賛成八七票、反対三五票、保留一票でスト権を確立するとともに、新旧執行委員からなる闘争委員会を設置した。そして同日、会社側が賃刷り作業を開始するや、闘争委員会はただちにスト指令を発して、発送・印刷職場の同労組員の賃刷り作業を放棄せしめた。さらに翌九月一日には、「組合員は、公明新聞賃刷りに関する一切の業務を拒否し、平常の出勤時間に出勤、平常勤務に従事するよう指令する」との闘争指令を発して、全面的なストライキに突入した。会社側は、業務命令を発して賃刷り作業につくよう従業員に指示するとともに、九月二日、五日の二度にわたり西労にたいして、賃刷り拒否は「違法争議行為たる疑いが極めて濃厚」であり「その責任を追及」する旨の警告書を発した。しかし、西労は九月六日、これを不当労働行為として福岡県地労委に救済を申し立てるとともに、ストを続行した。

これにたいして会社側は、九月十七日、闘争委員五名を就業規則七一条および賞罰規程一二条(3)にもとづき懲戒休職一ヵ月ないし三ヵ月、印刷職場の組合員三名を減給処分に付した。闘争委員の処分理由はいずれも、「会社の業務たる公明新聞の印刷、発送作業を不法に拒否せしめ、もって職場の秩序をみだし、会社の業務を妨害した」（懲戒理由書）ためであった。

西労は九月二十六日、これを不当処分としてふたたび地労委に救済を申し立てるとともに、十月十六日までストラ

イキを続行した。この間に地労委は、会社側にたいして処分執行留保の勧告をおこなったが、会社側がこれを拒否したため、西労は懲戒処分をうけた幹部四名を原告として、一九六八年十二月二十五日、福岡地裁に懲戒休職無効確認等請求訴訟を提起したのである。

ちなみに、労働委員会のそのごの決定にふれておくと、地労委は一九七〇年二月十三日、会社に処分の取消しと休職期間中の賃金の支払いを命ずる決定をくだした（福岡労委昭四三年（不）第五〇号不当労働行為救済申立事件）。しかし、これを不服とした会社側は中労委に再審を申し立て、同年四月十六日に出た初審命令履行勧告にも従わなかった。

右のような経過をへて一九七一年六月二十九日、福岡地裁判決がようやく下ったのである。しかし、会社側は翌日、福岡高裁に控訴し、組合側もまた七月十二日、これに応訴したため、現在なお福岡高裁に控訴審が係属中である。

なお、この地裁判決後の一九七一年十二月十五日、中労委は会社側の一連の西労差別にふれつつ、処分を不当労働行為と認める決定をくだしている（昭和四五年（不再）第三八号事件再審査申立事件）。

（1）ここで、西労の歴史を簡単にたどっておく必要があろう。今回の公明新聞事件も、西労と会社とのあいだの長年の対立をその背景にもっているからである。

西労は一九四五年、当時の新聞単一（のちの全新聞）の支部として、西日本新聞社の従業員により結成された。しかし一九五〇年のレッド・パージを契機に、西労は全新聞を脱退、組合活動は一時停滞したが、一九五六年ごろからふたたび活潑化した。これを嫌った会社側は露骨な組合工作をすすめ、西労は同年分裂して西日本新聞従業員組合（略称「従組」）が結成された。ついで西日本新聞中央労働組合（略称「中労」。のちに従組と統合して西日本新聞新中央労働組合＝略称「新中労」）、同編集労働組合（略称「編労」）、同労働者同志会（略称「同志会」）の結成をみるなど、組合の組織分裂はますます深まったが、一九六五年、新中労・編労・同志会の統合によって全西日本新聞労働組合（略称「全西労」）

が結成された。

これに先立つ一九六四年、同社の臨時雇による福岡一般西日本新聞臨時分会の結成を機に、会社側は西労にたいし二一六日間におよぶロックアウトを断行した。西労および臨時分会は激しい闘争を展開したが、委員長ほか十一名の解雇・休職という大量処分をうけ、現在、福岡地裁で法廷闘争が続けられている（この事件の被処分者のうち二名は、公明新聞事件でも処分をうけた）。本件のほかに、西労と会社とのあいだで現在争われている労働委員会事件は二件、裁判事件は五件におよんでいる。

西労は新聞労連加盟（今回の事件当時、西労委員長は、新聞労連中央執行委員、福岡マスコミ共闘会議議長を兼務していた）、組合員数約一五〇。なお、全西労は約八〇〇名である。

（2）西労の賃刷り反対理由五項目にたいする会社側の「回答」（一九六八年十月八日付）は、つぎのように述べている。

⑤について―「合理化や体質改善あるいは多角経営ということは、企業を発展させ、収益を増大させるためにはぜひとも必要なことだ。……テレビ会社、印刷会社、セールス会社、興業会社など、今までにもいろいろやってきているし、近く輸送会社も設立する運びになっている。公明新聞の印刷も多角経営のひとつとしてやるもので、それもこれも結局は、増収をはかり、みなさんの賃金やボーナスをいくらかでもよくしていこうとの気持の現われにほかならない。」

③について―「宗教、思想の自由は、憲法においても明らかにされているところであり、どれが本質的に正しく、どれが誤りであるかというようなことを、この場〔団交〕で云々するのは適当ではない」（〔　〕内は引用者註。なお、訴訟記録からの引用にさいして用字・句読点等を統一した。以下同じ）。しかし、これが「新聞の自由」の無理解のあらわれでなければ、問題のすり替えであるこというまでもない。

（3）就業規則七一条　従業員に、はなはだしく怠慢もしくは不都合の行為があった場合は、会社は、別に定める基準および手続きにより、その軽重、動機などを審査し、下の区分によって懲戒する。

〔1ないし4、略〕

5、懲戒休職　期間は一カ月以上三カ月以内とし、その期間の賃金は支払わない。

〔6、略〕

賞罰規程一二条　従業員が、下記各号の一に該当する行為をなした場合、会社はその軽重に応じ、就業規則第七一条に

定める戒告、譴責、減給、出勤停止、懲戒休職および懲戒解雇などの懲戒処分を行なう。
〔1、略〕
2、就業規則その他の規定に違反した場合。
〔3以下、略〕

三　当事者の主張

以上が事件の概要であるが、訴訟における争点は、主としてつぎの二点に要約される。①賃刷りは労働条件の変更をもたらし、団交権・争議権行使の正当な理由となるか。②公明新聞の賃刷りは「新聞の自由と独立」を侵害し、正当な争議行為の理由となりうるか。あるいは、本件争議行為は労働条件の改善を意図したものではなく、その目的において違法ではないか。

ここでは、もっぱら労働法上の問題である①は省き、②の争点にかんする当事者の主張を訴訟記録にもとづき紹介したい。

組合側が公明新聞の賃刷りに強い反撥を示したのは、公明党が夕刊フクニチ新聞社との契約更新のさい、「フクニチにはひきつづき〝聖教新聞〟の印刷をたのむが、マスコミに影響をあたえるため、西日本新聞社に〝公明新聞〟を印刷させる」と明言した、と伝えられたことにも原因していた（「西労ニュース」九八号、一〇〇号）。会社側はもちろん、そのような事実を否定し、同社への公明新聞賃刷り依頼は「機械設備・印刷能力などからして、夕刊フクニチでは不安がある」ため、との公明党の言を組合側に説明した（「人事情報」三六三号）。が、ことの真偽はともかく、組合側がなによりも危惧したのは、政党機関紙の賃刷り受註によって生じうる本紙の編集への影響であった。

原告の一人（郡島恒昭西労委員長＝スト当時）は、その陳述書（一九六八年九月二十五日付）のなかで、西日本新聞の前身である「福岡日日新聞」の菊竹淳編集長が、一身を賭して軍部批判の痛烈な論陣を張った故事を引いて、公明新聞の賃刷り受註は「新聞の自由と独立、言論の公正と報道の真実」をうたう西日本新聞編集綱領の精神に反する、と論じた。そして、後述する会社側の「経営権」論にたいしては、山陽新聞事件広島高裁判決を援用しつつ、つぎのように述べている。

「山陽新聞地位保全仮処分控訴事件で広島高裁岡山支部は昭和四十三年五月三十一日の判決文で〝新聞は原則として報道評論につき他から拘束されることのない自由を有し、それは新聞の権利であると同時に義務でもあり、報道にあたっては私見をさしはさむことなく事件の真相を正確忠実に伝え、評論にあっては世におもねらず所信は大胆に表明されなければならない。新聞事業が公共性をもつといわれる所以である。企業が公共的性格をもつ場合には、その営業方針は直接、間接に国民生活に影響を与えるものであり……〟と判断しています。

これは会社のいう経営権にも当然及ぶ問題であり、一般民間産業と違って新聞産業は公器性という意味で、経営もワクをはめられていることをこの判決は示しています。

公明新聞は公明党という一政党の機関紙であり、これを印刷することによって有形無形の影響を受けることは明白です。この公明新聞は西日本新聞が印刷受註するまでは夕刊フクニチ新聞社で印刷していました。ところが、公明新聞代表者は夕刊フクニチへの発註を断わる際に〝西日本新聞に影響力を与えたいので、公明新聞の印刷を西日本に移す〟と明言しています。われわれ新聞記者が影響力を心配する以前に、公明党は影響を与える目的をもって発註しているのです。

一政党の影響を受ける新聞は山陽新聞に関連する広島高裁岡山支部の判決に明らかにされている公器性を持つ新

聞経営方針の性格と矛盾することは明白です。」[1]

そして陳述人は、問題の本質が職場の経済要求をこえた新聞労働者の職業的使命にかかわることを強調して、陳述をこう結んでいる。

「われわれ西労組合員だけでなく、西日本新聞記者をはじめ、編集局職制など心ある新聞人は、このような一党派の影響を受けることを恐れていたのです。西日本新聞編集綱領二、三項の〝新聞の自由と独立、言論の公正と報道の真実〟が公明新聞印刷を受註することによって、自らゆがめる事態に立ち至っているのが現状です。そこには菊竹先輩の新聞人としての自覚や誇りもないし、自ら公器性を放棄する無能な経営人が残っているだけです。会社のいう経営権とは、正に西日本新聞の編集綱領を侵し、菊竹先輩の精神を踏みにじり、新聞の公器性を放棄することであったということが明白になりました。

公明新聞賃刷りが単に労働条件の変更という問題だけでなく、西日本新聞の性格や本質に及ぶ問題であることを私は見逃すことができません。私は西日本新聞記者としての自覚と誇りを持ち続けたいと思います。そのためには公明新聞賃刷りに反対します。……私は処分されたからといって、編集綱領を守り、真実の報道を守る戦いはやめません。」

このような原告・組合側の主張にたいして、被告・会社側は、新聞事業の「公共性」や「新聞の自由」論に深入りすることを注意ぶかく避け、賃刷り受註は労組の介入を許さぬ「経営権」の行使であるとして、つぎのように抗弁した。

「公明新聞の印刷を受註するか否か、これを会社業務として行なうか否かを決定することは、会社経営の専権に属する事項であって、会社は組合の承諾を受けたり、それ自身について組合と交渉をなすべき義務を負うものではな

い。会社の定款は、会社の事業目的について〝本会社は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞の発行およびそれに付帯する事業を営むことを目的とする〟と定め、〝付帯する事業〟として如何なる事業をなすかは、社会常識上付帯事業とみられる限り、その決定実施につき、会社は何らかの制約を受けるものではなく、労使関係よりみれば、いわゆる経営管理事項に属し、組合の容喙を許すところではない」（一九六八年十二月五日付、第二回「準備書面」）。そして組合側が、山陽新聞広島高裁判決に依拠して「譬えそれが経営事項であっても、労働者の経済的地位に関するものである限り、労使の団交の対象となり、正当な争議行為の目的となる」（一九七〇年十一月二十七日付「準備書面」）と主張したのにたいし、会社側は、

「本件争議は、会社の経営権に属する公明新聞賃刷り業務の実施そのものを放棄させることを目的として行なわれたものであり、賃刷り実施に伴う労働条件の獲得を目的としてなされたものでないから、よしんば労働強化反対という理由がそのひとつにあったにせよ、争議目的に於いて違法である」（一九七一年三月十二日付、最終口頭「弁論に代える陳述書」）

との見解を固執してゆずらなかった。

（1）つづいて同陳述は、公明新聞賃刷りによる影響のあらわれとして、西日本新聞の同年九月十日付の記事を取りあげている。問題の記事は、一面コラムの「春秋」欄で、池田創価学会会長の「中国を承認せよ」との発言にかんし、つぎのように述べたものである。「創価学会と公明党は表裏一体の関係にあり、この池田構想は公明党の中国政策をさらに肉付けし、一歩前進させるものであろう。来年の秋には竹入公明党委員長の中国訪問も計画されているというし、長年の懸案解決に積極的に取り組もうとする意欲は、それなりに評価されてよかろう。」

これについて郡島陳述人は、「この種の取り上げ方なり、とらえ方をしたのは他紙には全然見当たりません。中国問題は社会党、民社党、共産党をはじめ自民党の一部を含めて国交回復を政策として取り上げており、自民党の一部である極

右が反対しているにすぎません。中国国交回復はすでに日本の世論であり、常識であるのに、自民党極右が強硬に反対して実現をみないのが、現状であることから、池田発言を他紙が取り上げないのは当然であり、西日本新聞が取り上げたのは異常といえます。このことから、西日本新聞が〝春秋〟で取り上げたのは、公明新聞の印刷受註をしたために公明党なり、創価学会におもね、コビを売ったといわれてもやむをえません。また同様に、西日本新聞の紙面では九月以降の公明党関係の記事が他紙にくらべて優遇されていることも事実です」と述べた。

これにたいして、同記事を執筆した加藤和論説委員長は、その陳述書（一九六八年十一月二十一日付）で、つぎのように反論している。「中国政策は、わが国の重要外交政策の一つであり、われわれもつねに重大な関心を寄せているものであります。公明党は衆院で野党第三の勢力、参院で同じく第二党の議席を持ち、民社党とともに国会運営、従って重要政策の決定にキャスティング・ボートをにぎる地位を占めております。この公明党に対して絶対的な影響力を持つ池田会長が〝一つの中国論〟を展開し、国交回復を主張したことは、台湾政府との関係があいまいであった公明党の中国政策の方向を決定付けるものとして注目すべき発言であります。〝春秋〟で論評を加えたことは、その重要性を考慮し、中国問題解決に積極的に取り組もうとする姿勢を〝それなりに評価〟したものにすぎません。……なお、この問題に関する他紙の取り扱いを参考までに付記いたします。朝日新聞①九月八日付朝刊一面〝日中首脳会談〟の四段見出しで、約六十五行の雑報記事（略）②同二面に〝池田論文要旨〟約七十行掲載③九月九日付夕刊〝素粒子〟での一項目で同発言を論評。毎日新聞①九月九日付朝刊一面で〝中国との国交樹立を〟の三段見出し約六十行の雑報記事②同四面で約七十行の解説（略）。読売新聞、九月九日付朝刊二面で〝日中国交に全力〟四段見出し、約八十行（略）。西日本新聞①九月九日付一面三段見出し、四十七行の雑報②九月十日付〝春秋〟」。

この紙面〝偏向〟論争は、問題の記事にかんするかぎり会社側の反論に根拠がある。しかし、公明党の出版妨害問題ではからずも暴露した同党の体質とこれをめぐる新聞の報道姿勢は、組合側の主張が杞憂でないことを実証した（この事件の新聞報道批判として、篠原一「国民の〝知る権利〟と新聞―言論・出版妨害問題事件の提起したもの」（新聞研究一九七〇年六月号を参照）。いまでも創価学会を「ある宗教団体」と書くのが各紙の例であり、西日本新聞にいたっては、最近福岡市で起こった同会員の刑事事件でその氏名を伏せる（一九七二年一月二十日付夕刊）など、依然として〝鶴タブー〟はなくなっていないらしい。このことは、西日本新聞が公明新聞事件判決を一行も報道しなかったこととともに、会社側の

陳述の信頼性を少なからず損ねていることは否定しがたい。

四　判決の意義

ところで、以上のような当事者の陳述を読みくらべて興味をひくのは、組合側が編集綱領を楯に、公明新聞の賃刷り受註は「新聞の自由」を侵すものだと会社の経営方針を追及しているのにたいし、会社側はひたすら「経営権」を根拠に、組合がおこなった賃刷り拒否の争議行為の違法性を主張していることである。会社側は、編集綱領と定款の関係や「新聞の自由」と「経営権」とのかかわりについて、原告の主張を正面から反駁する議論を展開しようとはしなかった。このことは、新聞の「公器性」を自負し「新聞の自由」を揚言する、新聞企業の日ごろの主張といささか矛盾する感をわれわれに抱かせる。(1)

これにたいして組合側は、会社の営利主義的な経営方針が新聞の「公器性」を失わせ、「新聞の自由」を脅かしていると主張する。原告が山陽新聞事件広島高裁判決を援用したのも、それが新聞事業の「公共性」にもとづく「編集権」の制約を認めていたからにほかならない。原告も陳述書で引用しているように、同判決は「新聞の自由」が「新聞の権利であると同時に義務でもあり」、新聞のかかる「公共性」のゆえに、その編集方針を批判した労組の情宣活動がたとえ会社に不利益をもたらすものであっても、それは「新聞事業の特殊性からくる労働者の職業的利益」にかかわる正当な組合活動というべきである、との判断を示していた。もっとも、この事件で直接争われたのは、新聞の編集方針を批判する労組の表現の自由の限界であったのにたいして、公明新聞賃刷り事件は、「経営管理事項」にたいする争議権行使の限界が問題となる点で、山陽新聞事件とは違った側面をもっている。(2) しかし、これらの事件はいずれも、これまで労働組合の干渉を違法とする根拠に利用されてきた「経営権」「編集権」概念の法的妥当性が、そ

の中心的争点をなしていた点で共通している。

さて、公明新聞賃刷り事件にたいする福岡地裁判決（第五民事部油田弘佑裁判長係）の要旨はつぎのとおりである。

まず、①の争点について判決は、

「本件賃刷りは従来になかった業務の新設であって、たとえそれが拘束時間内に、しかも手待ち時間を利用して行なわれるはずのものとはいえ、公明新聞の賃刷りはその作業に従事する従業員の労働の質、量、密度等に影響を及ぼし、労働の強化にも連なることは明白である。まして、会社の賃刷り計画のように、従業員の従前の勤務割りを変更したうえ、時間外勤務を命じたり、作業工程を変更したりするものであってみればなおさらである。……

従って……組合が賃刷り反対の理由として掲げる……①はまさに組合員の労働条件の維持、ひいては経済的地位向上に焦点を合わせたものといえる。」

と判示したうえで、

「また②については、新聞報道事業を営む会社としては不偏不党の立場から真実の報道を行なうことはその生命ともいうべきであるとの前提に立てば（右前提の当否はさておき）、会社が如何なる立場から新聞を製作し、報道を行なうかは新聞製作に従事する労働者にとって広い意味で一の待遇上の利益にほかならず、組合が公明新聞賃刷り反対の理由として②を掲げたのは右の点からであって、その意味ではこれも組合員の労働条件ないし待遇の維持、向上を志向したものというべきである。……

〔したがって〕前記①、②の理由のもとに賃刷り受註反対（撤回）を目的として行なわれた本件争議行為は、組合の掲げた他の理由の検討をまつまでもなく、その目的において正当であったというべきである。この点被告は、組合が賃刷り受註に反対したのは専ら②の理由のためであり、その他の理由はつけたりにすぎない趣旨のことを主

張するが、本件全証拠によっても右主張に沿う事実を認めることはできない。……

さらに原告は、手待ち時間や勤務割り（出退勤時間）は労働契約の内容をなしていず、会社が従業員の手待ち時間を削減し、或いは勤務割りを変更することは、いわば業務命令権の範囲に属し、従業員の同意を要するものではない旨主張する。……しかしながら……組合は、前記のごとく、従前の手待ち時間や勤務割り等の労働条件を維持しようとして公明新聞賃刷り受註に反対したのであって、右のように、雇用契約の内容となっていない労働条件でも団体交渉の対象事項たりうる以上、その条件の変更がもともと会社の業務命令権の範囲に属し、従業員の同意が不要であるか否かは、争議行為の目的の正当性の判断に影響を及ぼすものではない。」（傍点は引用者）

以上の理由から、福岡地裁は、本件の懲戒休職処分を労組法七条一号の不当労働行為に該当するものと断じ、原告の休職期間中の給与等の支払いを会社に命ずる判決をくだした。ただし、懲戒休職の意思表示無効確認の請求については、休職期間もすでに徒過し、給与等の支払い請求が認められた以上、法律上の利益なしとして却下された。

この判決が、山陽新聞事件広島高裁判決を踏まえていることは疑問の余地がない。判決は引用こそしていないが、右判決の一節をほぼそのまま繰り返して、新聞の経営・編集方針は新聞労働者にとって「広い意味での待遇上の利益」であり、これを団交権・争議権行使の正当な理由として認めている。これは従来、新聞企業の「経営管理事項」にたいする労組の関与を排除し、「新聞の自由」にかかわる新聞労働者の労働権の行使を制限してきた「編集権」＝「経営権」慣行にたいして、山陽新聞事件につぐ〝第二の打撃〟を与えたものということができよう。

勝訴判決を得た西労は、「西日本新聞社〝組合弾圧〟に敗訴」と題するビラを大量に頒布して、「過去十五年間の西日本新聞社の組合分裂策動、西労弾圧」を非難し、「組合は〝自由で公正な新聞は明るい職場づくりから〟と運動を続けています。自由な言論、自由な空気のない職場からは、真実の報道もなく、立派な新聞はできないからです。…

…市民のみなさん！　新聞の自由、独立、真実の報道を守るためにも、西日本新聞社が判決を守り、公正な立場にたち帰るよう抗議を集中しましょう」と市民に訴えた。そしてこの年の八月に開かれた西労の定期組合大会は、公明新聞賃刷り事件判決にたいするつぎのような評価をふくむ活動報告を満場一致で承認した。

「〔公明新聞賃刷り事件判決は〕新聞労働者が社会的に果たすべき特殊な任務（真実の報道を守る任務）を正当なものとして認めているのである。右判示はまことに正しい。〝編集権は会社にある、労働者は紙面に口を出すな〟〝紙面をとやかくいうのは編集権侵害〟とかの、いわゆる編集権神話はぶち破られたわけである。われわれは新聞労働者の任務を自覚し、この判決を武器にますます真実の報道を守る闘いを強めねばならない。」

こうして公明新聞賃刷り事件は、新聞企業の多角経営と「合理化」の進行が新聞労働者の労働権を抑圧し、「新聞の自由と独立」を空洞化しかねない危険な現状を明らかにするとともに、真の「新聞の自由」の担い手は誰かという問題をわれわれに提起していた。

そうした観点からこの事件と判決をみるとき、われわれは、そこに、新聞企業の「公共性」という概念がかなり安易かつイデオロギッシュに用いられていることに気づく。公明新聞賃刷り事件をそうしたイデオロギー論争の角度からとらえれば、組合側は一貫して新聞企業の「営利性」と「公共性」の矛盾を衝き、会社側は賃刷り受註の「公共性」をついに弁証しえなかったため、「新聞の自由」のシンボル争奪戦に敗れたとみることもできよう。しかし、この種の〝大義名分〟の争奪は、法廷論争や組合運動では一定の戦術的効果があるとしても、かならずしも問題の本質を解明する所以ではない。しかも、新聞企業の「公共性」概念は、その曖昧さのゆえに新聞の「中立性」ないし「指導性」シンボルとむすびつき、すぐれて反国民的な「新聞の自由」論が現におこなわれている今日のイデオロギー状況のもとでは、右にみた労組の主張や判決の論理にも一つの陥し穴があることを指摘しておかねばならない。(3)

われわれは、最後にこの問題を検討することによって、本判決の評価の立場を明らかにしておきたい。

（1）博多駅フィルム事件にかんして、西日本新聞社は福岡報道責任者会議の一員として「報道の自由、中立性」を守る声明を発表していたことや、本件の会社側訴訟代理人がフィルム提出命令訴訟におけるテレビ四社側の弁護士でもあることは、ここで指摘しておくに値しよう。

（2）しかも山陽新聞事件においては、事実に反する記事の書き直しが立証されたこととともに、処分の労働協約違反性が明白であったことが、組合側勝訴の一因となっていた。

（3）同様のことは、教育の「中立性」や裁判の「公正」をめぐる論議についてもいえる。このことは、マスコミ・教育・司法を中心とする今日の一般的なイデオロギー状況の一特徴を示しており、新聞の「公共性」イデオロギーもその一環として理解される必要がある。

五　「新聞の自由」のイデオロギー性

新聞は、しばしば、二つの顔をもつヤヌスにたとえられる。新聞の「営利性」と「公共性」――より正確にいえば、新聞企業の「営利性」と新聞の「公共性」がそれである。この矛盾が、新聞「編集権」と「新聞の自由」の乖離としてあらわれ、新聞経営者の「経営権」と新聞労働者の労働権の対立として争われたのが、この事件の本質的な特徴であった。

ところで、新聞企業の「公共性」とは何か。なぜ、それは新聞の「公共性」と混同され、新聞企業における「公共性」と「営利性」の「調和」が説かれたりするのであろうか。この事件がはからずも垣間見せた「新聞の自由」をめぐる今日のイデオロギー状況を明らかにするためには、新聞企業の「公共性」概念の検討が不可欠である。

そもそも資本主義社会において、一般に株式会社の形態をとる新聞企業が、営利を追求するのは当然のことであ

る。しかし、「新聞の自由」の根拠づけとしてつねに語られる新聞（企業）の「公共性」は、それほど自明の観念ではない。[1] なるほど新聞は、その報道や評論によって国民に有用な（または有害な）情報を提供し、国民相互のコミュニケイションを媒介（または阻害）する機能をいとなむ。民主主義国家において、とりわけ新聞の「公共性」が強調されるのは、主権者たる国民の政治的意思形成にはたす新聞の役割の重要さのゆえであろう。しかしそれは、新聞がもつべき機能の特徴ではあっても、新聞企業に固有の性格ではない。いいかえれば、新聞の「公共性」とは、新聞の有用性（使用価値）にかんする評価であって、その商品性（交換価値）の特質ではない以上、新聞を商品として製造・販売する企業が、それ自体として「公共性」をもつことはありえない。[2]

もちろん、こういったからといって、新聞企業が新聞の有用性をまったく無視しているというのではない。他の商品の場合でも同様に、有用性をまったく欠いた商品はもともと商品たりえないからである。ただ、新聞資本にとっても、新聞商品の有用性は交換価値の化体であるかぎりにおいてその関心事となる、というごく当り前の経済法則をここで確認しているにすぎない。

しかし、同時に指摘されねばならないのは、新聞商品の有用性のもつ特殊性が、新聞資本にある種の制約を課することである。すなわち、商品一般としての新聞は新聞企業に利潤をもたらすものにすぎないが、その有用性が国民の政治的意思の形成に直接かかわる点で、他の商品とは異なる新聞商品固有の特徴がある。したがって新聞企業は、個別資本の利害をこえて、総資本の意思の代弁機関としての政治的役割を担わざるをえない。ときに新聞が一新聞企業の利益を犠牲にして、体制の利益を擁護するのはそのためであり、また、ときに新聞が政府や大企業を批判することがあっても、それが体制の枠内にとどまらざるをえない理由もそこにある。「物質的生産の手段をみずからの指揮下におく階級は、それと同時に精神的生産の手段をも自由に支配しうるのであるから……支配的な思想とは、支配的な

物質的諸関係の観念的表現、すなわち思想として把握された支配的な物質的諸関係以上のなにものでもない」（マルクス『ドイツ・イデオロギー』）という命題が妥当する鍵は、ここにあった。

いわゆる「経営権」「編集権」は、こうした資本（個別資本および総資本として）の要求を新聞企業内部に貫徹するための法概念にほかならない。したがって、「経営権」およびその下位概念としての「編集権」は、がんらい財産権（生産手段の私的所有権）の社会的機能として説明するほかはなく、[3] 表現の自由をもってこれを法的に根拠づけることは不可能である。「編集権」＝「経営権」に依拠する「新聞の自由」論が、つねに新聞企業の財産権・営業の自由の擁護論の色彩をおびざるをえないのは、そのためである。[4]

しかし、「経営権」を財産権の機能として位置づけるこのような見解は、新聞企業にとっても問題がないわけではない。その難点の第一は、実定法としての憲法が財産権に対立する労働権を保障し、「公共の福祉」による財産権の制限を明記している（二九条二項）ため、憲法の財産権規定を根拠に労働権の制限を合法化しにくいことである。[5] 第二に、この見解は、総資本の意思の宣伝手段としての新聞の政治的機能を表現の自由との関連で合法化する論理をまったく欠如している。この点は、一般の企業とは違って、新聞企業に特有の政治的機能を合法化する理論としては致命的な弱点といわねばならない。[6] かくして新聞企業は、労働権の制限と表現の自由の特権的保障という二つの要求を同時に満たす憲法論の構築の必要にせまられる。やや先回りしていえば、それは、「新聞の自由」概念の新たな意味づけによって、新聞企業における財産権と表現の自由との乖離をいかに再統一するか、という課題だといい直してもよい。

この課題は、これまで、新聞企業における「営利性」（財産権の機能）と「公共性」（表現の自由の機能）との「調和」として論じられ、企業内部における資本の支配を抑制する「編集権」の「独立」という制度的理念によって解決

されるべきものとされてきた。しかし、新聞企業のいちじるしい発達にともない、その支配力の中心がしだいに編集部門から営業部門にうつった現在では、編集首脳の経営陣への編入が通例となり、社長が主筆を兼務するところさえ現われるにいたった。こうした新聞経営の推移にふれて、新聞人としての経験ゆたかな一新聞学者はつぎのように述べている。「結局、〔経営者の〕〝公示の意思〟と対座するものは編集長ではなく、新聞社の第一線に働く人びととなりつつある。……そして、これら〔ニュースの〕直接加工者群が抱いている社会的な〝意識〟は、時に労働組合という形にまとまって、経営者の公示意思と対面することになる。かつての新聞所有者対編集長の問題から、経営者対従業員の問題への転化であり、それは、現代において、階級的な対立意識と触れ合う微妙な関係ともなって表現化するのである」（島崎憲一『現代新聞の原理』一三五―六ページ）。

「経営権」を財産権の社会的機能とみる見解に代えて、これを企業の「公共性」に位置づけ、[7] 新聞企業における「編集権」＝「経営権」を「公正」な報道・評論の制度的条件とする主張が登場する背景には、こうした新聞企業内外における階級的矛盾の激化があった。それだけに新聞経営者は、総資本の立場から体制を擁護する新聞のイデオロギー機能の強化をはかり、総労働との対決の姿勢をつよく打ち出さざるをえない。「新聞が持つ公共性と指導性とを考慮すれば……労働組合の発言権が如何に増大したとしても、その発言は決して新聞の編集、経営の全般に関与すべきものではない。……その組合運動は、性質上単純なる新聞関係従業員の組合運動の範囲内に止るべきもので……報道の公正を期するが為に、他の労働運動との関係を出来得る限り、稀薄ならしむべきものである（新田宇一郎『新聞経営論』三八―九ページ）という見解は、そうした観点からの代表的な新聞経営論である。

そしてこの新聞経営の要請は、あらゆる社会的勢力からの「中立性」を「新聞の自由」の自己目的とする、つぎのような〝現代型言論の自由論〟を生み出した。

「新聞における言論の自由とは、新聞発行者の言論の自由であって、新聞記者の言論の自由ではないのであります。言論の自由をもっているものは、新聞（の所有者、発行者）であって、記者ではないのであります。[8]」

「発生的にはこの言論を抑圧するものと、あるいは言論に牽制を加えるものは政府であったわけでありますが、社会の発展とともにその状態は段々変ってきて、現在では御承知のように政治を行なう組織としていろんなプレッシュア・グループが発生してきておるのであります。これが言論に対してもプレッシュアをかけるという事態が、たくさんでてきておるのであります。でありますから、言論の自由を我々が主張する場合には、古い古典的な型の言論の自由すなわち、政府に対して自由を要求するだけではたりないのであります。実際、実状に合せて考えてみますと、あらゆるものに対して言論の自由は主張されねばならない。いわゆるプレッシュア・グループに対しても、我々は常に、言論の自由を主張しなければならない。」（日本新聞協会事務局長（当時）江尻進氏の日本新聞学会「新聞の自由について」のシンポジウムにおける発言。新聞学評論一九六一年十一月号）

しかし、ここにいうプレッシュア・グループがなによりも新聞労組をふくむ労組勢力や革新政治勢力をさすことは、日本新聞協会編『日本新聞協会十年史』のつぎの記述からも明らかであろう。「司令部は新聞の左翼化に驚き、左派の手から新聞の自由を奪取するため、その政策を転換せざるは得なくなった。編集権の確立、赤色分子追放などは、新聞政策転換のためにとられた重要政策である。日本新聞界もこれに追従し、これら諸政策の助けをかりて、次第に新聞の自由を回復することができた〔！〕」（一四〇ページ、傍点引用者）。

こうして新聞企業の「公共性」概念は、新聞の「中立性」[9]という「超階級的」階級イデオロギーとむすびつき、総資本の意思の代弁機関としての機能が「新聞の自由」の名のもとに合法化されるにいたる。「編集権」＝「経営権」を新聞企業の「公共性」に基礎づける現代型「新聞の自由」論は、つまるところ、こうした新聞の世論操作機能のも

っとも直截な合法化のイデオロギーだったのである。そしてそれが、「民主主義社会の基盤をなすもの」（博多駅フィルム事件におけるテレビ四社の抗告理由）としての新聞の役割の喪失であり、国民の政治的権利としての表現の自由を疎外するものであることについては、もはや説くまでもあるまい。

かつて長谷川如是閑は、新聞の「商品化」を論じて「新聞の取戻し」を提唱したことがある（「新聞道徳論」、『長谷川如是閑選集』四巻所収）。「情報化社会」の呼び声とともに、新聞の「脱新聞化」さえ取り沙汰されるにいたった昨今、この提言のもつ意味はいっそう深刻である。こうした情報環境の急激な変化に棹さす総資本の情報支配の意図に抗して、いまや、表現の自由の回復をめざす「国民情報権」の確立運動ともいうべきものの展望が切り拓かれねばならぬ。その運動の一翼として、「新聞の自由」を国民の表現の自由として取り戻すために、新聞労働者は何をなすべきであり、また何をなしうるか——公明新聞賃刷り事件は、その問いに一つの示唆をあたえている。(10)

（1）戦後発足した民間放送は、その企業理念として放送の「公共性」の理論づけに努力をはらった（たとえば、日本民間放送連盟放送研究所編『放送の公共性』はその所産である）。民間放送に言論機関としての伝統がなく、その設立に政府の電波割当てを必要とし、「公共放送」をうたうＮＨＫ—ＮＨＫは民間放送を「商業放送」とよぶ—に対抗して業務を遂行せねばならぬ事情を考慮に入れても、新聞企業の「公共性」をあたかも自明の理のごとく語るのは片手落ちであろう。

（2）新聞の「公共性」にかんして、稲葉三千男「マス・コミュニケーションと認識論」（『現代思想』八巻所収）、同「マス・コミュニケーションの生産過程」（『現代社会学講座』所収）が鋭い分析視角を提示している。なお、これにたいする山本明「〝公共性〟概念とジャーナリズムとしての放送」（『放送の公共性』所収）をも参照せよ。以下の記述は、これらの示唆に負うところが多い。

（3）石井照久『労働法総論』はそうした見解の一例である。しかし、法概念としての成立がつとに疑問視されている「経営権」の法解釈がここでの関心事ではなく、その概念構成のイデオロギーをいまは問題にしているのである。したがって以下の考察は、表現手段の寡占化ないし独占化によって、表現手段の私的所有とマス・メディアの社会的機能との矛盾が拡

大露呈した今日のマス・コミュニケイション状況を前提にしていることはいうまでもない。

(4) 「編集権」問題のきっかけとなった読売新聞争議のさい、正力松太郎社長が語ったつぎの言葉はその端的な表現である。「社員の多数の者までが漸次新聞の公器性たるの一面のみの強調に眼がくらみ、法人の株主権を無視し、個人の所有権を否定するが如き暴説に耳をかたむけ……わが社の事業経営権を奪取せんとしている」（正力述『読売新聞争議の真相』、山本前掲書から再引用）。

(5) 「経営権」の保障と労働権の制限を明記せよと主張する改憲論の存在が、そうした憲法解釈の困難さを告白している。たとえば、憲法調査会報告書の多数意見「憲法改正の方向」をみよ。

(6) 新聞企業の「公共性」が企業一般の「公共性」に解消されぬニュアンスをもつことは、新聞の「公器」性の語に象徴的に示されている。そのことは、石鹸会社や靴下会社の「公器」性が云々されぬ事実を想起するだけで足りる。したがって、新聞の「公器」性ないし「公共性」は、なにほどか国民の権利・自由にかかわる新聞の機能にたいする自負をぬきにしては語りえない。新聞（報道機関）の「公器」性がつねに新聞（報道機関）に特有のものとして主張されるのは、おそらくそのためであろう。

(7) 高田源清「経営権の確立」（同編著『経営権の確立—労働権との対決』所収）は、そのような試みの代表例である。

(8) ここには、「新聞記者の言論の自由」を記者による紙面の恣意的利用と混同することによって、新聞記者としての言論の自由を否定し、新聞からその言論機関性を奪う論理が隠されている（ここで、裁判官の「良心の自由」と裁判の理念についての考察が役立とう）。論者は右の発言を補足していう。「記者のもっている言論の自由は……社会の成員の一人として自由に発言する自由だろうと思います。……しかし、言論機関たる新聞を通じて記者は、自由に意見を発表できるかというと、それは一人の市民として持っている自由の範囲内で（新聞紙面以外で）できるだけであって、記者として言論の自由を持っているのではないのであります。……実例でいえばすぐわかることで、社会党支持者も共産党支持者も自由党支持者もいるわけですが、それが、言論は自由であるからといって、共産党支持者が、共産党的記事を書き、自由党支持者が自由党的記事を書き、それを全部のせなければならないとすれば、新聞は混乱を来たします……言論の自由をもっているものは、新聞（の所有者、発行者）であって、記者ではないのであります。そこに誤解があるのであります」（新聞学評論前掲号）。論者の「誤解」がどこにあるかは、明らかであろう。

（9）新聞の「中立性」イデオロギーについては、香内三郎「マス・メディアとイデオロギー――「中立性」「党派性」の歴史的系譜について」（思想一九五八年一月号）。

（10）この事件後、西日本新聞社は公明新聞の賃刷りを「株式会社西日本新聞印刷」の受註に切り替え、現在では同印刷会社の従業員が西日本新聞社の印刷設備をつかって印刷している。

なお、一九七二年一月十二日、会社側はついに中労委命令を受諾、西労が提示した解決案にもとづき労使交渉がおこなわれた結果、三月六日事件解決の調印が成立するにいたったことを付記しておく。